

衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

平成 21.3.27 第 171 回国会第 7 号

3 月 27 日（金） 第 7 回の委員会が開かれました。

1 消費者庁設置法案（内閣提出、第 170 回国会閣法第 1 号）

消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、第 170 回国会閣法第 2 号）

消費者安全法案（内閣提出、第 170 回国会閣法第 3 号）

消費者権利院法案（枝野幸男君外 2 名提出、衆法第 8 号）

消費者団体訴訟法案（小宮山洋子君外 2 名提出、衆法第 9 号）

・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人）社団法人全国消費生活相談員協会理事長

下谷内 富士子君

新しい消費者行政を実現する連絡会代表世話人

弁護士

国 府 泰 道君

（質疑者及び主な質疑内容）

矢 野 隆 司君（自民）

- ・消費者庁が法律を所管すべきかどうか、また所管する法律が 29 本というのが少ないのかどうか、両参考人の見解を伺いたい。
- ・相談窓口として共通の電話番号を設け、365 日 24 時間の相談体制を整備することについて、現状を踏まえた見解を両参考人に伺いたい。
- ・相談員の処遇を改善するために、どのような方法や仕組みが考えられるか、両参考人に伺いたい。

大 口 善 徳君（公明）

- ・「消費生活相談員に関する調査報告書」では、待遇面での不満点として、給与水準、正規職員との待遇差、昇給制度の不備などが挙げられているが、この結果についての両参考人の見解を伺いたい。
- ・下谷内参考人は、消費生活相談を民間委託することや、指定管理者制度の対象とすることについて反対しているが、これについて、両参考人はどのように考えているのか。
- ・消費生活相談員の待遇改善のため、消費生活相談員を国家公務員とすべきとの提案があるが、このことについての両参考人の見解を伺いたい。

園 田 康 博君（民主）

- ・現在の消費生活相談員の資格として、消費生活専門相談員など 3 資格があるが、これらの資格はどのような根拠に基づくものか。また、相談員の資格を国家資格として法的に位置付ける必要があると考えるのがいなか。

- ・ P I O - N E T の配置基準として、消費生活相談員を配置した相談窓口を週 4 日以上開設していること等が挙げられているが、この配置基準の妥当性について、下谷内参考人の見解を伺いたい。
- ・市町村に消費生活センターが設置されている場合、都道府県の消費生活センターでは、相談を市町村のセンターに丸投げしているケースがある。広域的な相談体制を持った都道府県においてしっかり対処すべきと考えるのがいなか。

塩 川 鉄 也君（共産）

- ・地方消費者行政では予算が大幅に削減されてきたが、この結果もたらされた現場のゆがみの実態について、両参考人に伺いたい。
- ・消費者相談窓口は消費者に身近な市町村に設置すべきであるという見解について、下谷内参考人の意見を伺いたい。
- ・消費者行政を支える消費生活相談員の待遇改善の必要性が訴えられているが、この改善のためのポイントについて、両参考人に伺いたい。

日 森 文 尋君（社民）

- ・地方の消費生活センターは、以前に比べ消費者の認知度は高まったが、そのわりに利用率は高まっていないように思われるが、下谷内参考人はどこにその原因があると考えているか。
- ・国民生活センターの現状、位置付け及び将来展望について、両参考人はどのように考えているのか。
- ・消費者政策委員会は、国家行政組織法第 3 条に基づく委

員会とすべきだと思うが、国府参考人の見解を伺いたい。